

総社市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

総社市長 片岡聰一

総社市規則第41号

総社市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

総社市営住宅管理条例施行規則（平成17年総社市規則第154号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第2号（第11条関係）</u> (別紙のとおり)	<u>様式第2号（第11条関係）</u> 略
<u>様式第3号（第18条関係）</u> (別紙のとおり)	<u>様式第3号（第18条関係）</u> 略
<u>様式第4号（第18条関係）</u> (別紙のとおり)	<u>様式第4号（第18条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和8年2月24日から施行する。

年 月 日

様

総社市長

印

収入認定通知書

団地	枝	棟

総社市営住宅管理条例第14条第3項の規定により、世帯の収入について次のとおり認定し、これに基づき、同条例第13条第1項の規定により家賃を決定したので通知します。

住宅名			
合計所得金額 円	合計控除金額 円	控除後の所得 円	認定月額 円
入居者	区分	続柄	所得金額

※区分：配・・・配偶者 非・・・非同居者

家賃 ①	円
近傍同種 家賃 ②	円
負担調整 減額 ③	円
減免額④	円

※①は②を超えない

月額家賃	(①又は②) -③-④ (より新家賃で徴収開始)
------	------------------------------

- この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から1月以内に理由を提示して市長に意見を述べることができます。
- この家賃通知書は、家賃等の証明に代わるものですから、 年 月まで大切に保管してください。

年 月 日

様

総社市長

印

収入超過者認定通知書

団地	枝	棟

総社市営住宅管理条例第14条第3項及び第27条第1項の規定により、世帯の収入について次のとおり認定し、あなたを収入超過者として認定します。

また、これに基づき同条例第13条第1項の規定により家賃を決定したので通知します。

なお、同条例第28条に、収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならないと規定されていることを申し添えます。

住宅名			
合計所得金額 円	合計控除金額 円	控除後の所得 円	認定月額 円
入居者	区分	続柄	所得金額

家賃 ①	円
近傍同種 家賃 ②	円
設定され た率 ③	
収入超過 者家賃④	円
負担調整 減額 ⑤	円
減免額⑥	円

※①④は②を超えない
④=①+ (②-①) ×③

※区分：配・・・配偶者 非・・・非同居者

月額家賃	(④又は②) -⑤-⑥ (より新家賃で徴収開始)
------	------------------------------

- この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から1月以内に理由を提示して市長に意見を述べることができます。
- この家賃通知書は、家賃等の証明に代わるものですから、 年 月まで大切に保管してください。

年 月 日

様

総社市長

印

高額所得者認定通知書

団地	枝	棟

総社市営住宅管理条例第14条第3項及び第27条第2項の規定により、あなたを高額所得者として認定します。

また、認定した収入に基づき、あなたの毎月の家賃を次のとおり決定したので通知します。

なお、同条例第30条に、高額所得者に市営住宅の明渡請求をすると規定されていることを申し添えます。

住宅名			
-----	--	--	--

合計所得金額	合計控除金額	控除後の所得	認定月額
円	円	円	円

入居者	区分	続柄	所得金額

家賃 ①	円
近傍同種 家賃 ②	円
負担調整 減額 ③	円
減免額④	円

※①は②を超えない

※区分：配・・・配偶者 非・・・非同居者

月額家賃	(①又は②) -③-④ (より新家賃で徴収開始)	円
------	------------------------------	---

- この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から1月以内に理由を提示して市長に意見を述べることができます。
- この家賃通知書は、家賃等の証明に代わるものですから、 年 月まで大切に保管してください。